

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー6月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

【若者向け注意喚起シリーズ〈No11〉】



電気代が安くなる!? 電力契約の訪問販売トラブル

【事例1】

昨日、「大手電力会社の委託を受けて来ました」と訪問があり、電気代が安くなるので検針票を見せるように言われた。
(10歳代 男性)



マンション全体で
変わりますよ!

【事例2】

賃貸マンションに入居して間もなく、「マンション全体で契約する電気会社が当社に変わる」と訪問を受けた。
(10歳代 女性)



このフレーズの勧誘があった際は要注意!

- 「大手電力会社の委託を受けている」
⇒ 会社の情報や訪問の目的を必ず確認する
- 「電気代が安くなる」
⇒ 契約プランの内容を確認し、必ず比較検討する
- 「このマンション全体の契約が切り替わる」
⇒ 管理会社等に必ず確認する
- 「検針票を見せて」
⇒ 検針票はすぐに見せない、教えない!

訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます
不安に思ったりトラブルになったら、消費者ホットライン「188」へ

消費者へのアドバイス

- ・ 契約の意思がない場合ははっきりと断りましょう
 - ・ 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先、契約条件をよく確認しましょう
 - ・ 検針票や契約情報は慎重に取り扱いましょう
 - ・ 契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります
 - ・ 契約している電力会社から契約内容の変更の案内を受け取った場合には、変更内容をよく確認し、困った場合には、大崎市消費生活センターへ相談しましょう! 21-7321
- * 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口: 03-3501-5725

消費生活関連

6月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘、しつこい勧誘、目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・大手電力の関連会社を装い、「安くなる料金プランを紹介する。」という電話の勧誘だったが、「大手電力とどんな関係か。」と問いただすと電話を一方向的に切られた。
- ・大手電力会社の料金プランを見直しできるとの電話あり、業者名がよく聞き取れず断った。
- ・電気料金が安くなるプランがあると電話で案内があった。他2件
- ・電気料の見直しの案内をする録音の声だったので、電話をすぐ切った。
- ・大手電力会社の電気料金が安くなる説明だが、69歳以下の方に説明したいのですが、「息子さんいますか。」という電話が来た。他2件
- ・プロパンガスの料金比較の電話があった。
- ・不用品の買い取りを行うと電話があった。他2件
- ・清掃会社から雨樋や排水溝のどちらか一つを3,000円で清掃するという電話勧誘だった。初回だけのサービスで、気に入ってもらえれば次回から利用してくださいと言われたが、「必要ない。」と断った。他1件

消費生活相談員からのコメント

全国的にも「電気代が安くなる。」「大手電話会社の委託を受けている。」などという電話勧誘が増えているようです。「安い」というセールストークに惑わされず、冷静に対応できるように日頃から、電話勧誘等に対し、家族で対応策を決めておきましょう。

必要のない勧誘の場合には、きっぱりと断りましょう。電話勧誘に対応し断る自信のない方や、一人暮らしの方は、多機能電話機を活用し、普段は留守番電話サービスに切り替えておくことも一つの方法です。

また、最近は「不用品買取サービス」の電話も増えているようです。悪質な事例では、依頼してもらえないのに、訪問されて強引に「買取可能な商品を見せて欲しい」、

「不用品買取」と謳いながら結局、貴金属買取に来られたという相談もありました。防犯のためにも、普段から玄関等には鍵をかけておき、不必要な来訪も断ることが大切です。

特定商取引法では、訪問購入契約について厳しく規制しており、事前に買取目的で訪問することを電話で承諾を得て、消費者が来訪を承諾した場合には、訪問買取が可能です。目的を偽り「無料不用品買取等と謳い嘘の説明で訪問し、貴金属の買取を迫ることは禁止されています。強引で帰らない場合には警察へ通報しましょう！



注意喚起情報 ～大崎市役所職員を騙る介護保険の還付詐欺電話が多発！！～

市役所から「介護保険の払い戻しがある。」、市民福祉課職員を名乗り「年金を多く徴収した。」と還付詐欺の予兆電話が来たと情報提供がありました。市役所では還付金の手続きをするよう電話で案内したり、還付の手続きができると電話で案内することはありませんので、ご注意願います。

食品の品質表示

6月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈6月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	キャベツ	名称・産地	22	有	22
					無	0
		さくらんぼ		22	有	22
					無	0
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	豚肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		油揚げ	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	11	有	10
					無	1

◆報告

- ・食品の値上げが進み、新たに 3000 品目の値上げが予定されているようだ。買い置きするにも限度がある。できるだけ食品ロスを減らし、無駄な買い物をしないよう心がけている。
- ・油揚げの内容量が「5 枚」と表示されていたが、栄養成分表示の方には「1 枚13g当たり」と書かれており、少しわかりにくい。原材料の大豆がすべて外国産になっていると敬遠してしまう。
- ・蒸した大豆を購入し、あとから賞味期限が切れていたことに気づき、店員に返品を申し出たところ、「お金と交換ですね」とだけ言われ、お詫びの言葉がなかった。
- ・油揚げの消費期限の表示は、シールを貼ってわかりやすく表示しているメーカーがある一方で、小さい文字でインクが薄いため、とても見えにくい表示のメーカーもあった。
- ・魚の産地名が、原材料名の場所に間違えて書かれていた。
- ・豚肉は国産ばかりでなく、アメリカ産、フランス産、チリ産、カナダ産などが陳列されていた。
- ・さくらんぼは出回るのが遅かったように感じる。アメリカ産は早く出回っていた。
- ・さくらんぼの出始めは少量で値段が高かった。
- ・キャベツは地場産品も出まわる時期だが、陳列されている物は大小さまざまで、やわらかいものが少なかった。
- ・サクランボは残り一袋しかなく、中の一粒が腐っていた。店員に尋ねたところ、在庫はないということだった。



消費生活相談員のコメント

加工食品の品質表示について、今月は「油揚げ」の表示を調査していただきました。その中で「表示が確認出来なかった」という店舗の報告がありました。報告いただきました店舗の表示については、消費生活センターで再度、確認させていただきます。

～編集後記～

7月15日から16日にかけての大雨により、大崎市全域において、家屋の浸水、田畑及び道路が冠水するなど、大規模な水害が発生しました。

大規模災害の後には、点検商法や便乗商法等のトラブルが発生する傾向にあります。災害に便乗した詐欺や空き巣が発生する心配がありますので、十分に注意してください。不審な勧誘や電話を受けた場合は、消費生活センターにご相談ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)